

○浪江町議会基本条例

(令和3年3月16日条例第18号)

目次

- 第1章 総則(第1条)
 - 第2章 議会及び議員の使命と政治倫理(第2条・第3条)
 - 第3章 議会及び議員の活動原則(第4条・第5条)
 - 第4章 町民と議会の関係(第6条)
 - 第5章 町長等と議会の関係(第7条―第10条)
 - 第6章 政策提言及び立案の強化(第11条―第14条)
 - 第7章 適正な議会機能(第15条―第21条)
 - 第8章 条例の位置づけと見直し手続(第22条―第24条)
- 附則

浪江町の民主主義を保証し健全なものとするのは選挙で選ばれた議員で構成される浪江町議会と、同じく選挙で選ばれた浪江町長である。この2つの代表機関は、ともに町民のために活動する共通の使命がある。

議会は多様な町民の意見を代表する議員同士の合議機関として、また町長は独任制の機関として、その異なる特性をいかして、浪江町にとって最善の意思決定ができるように互いに競い合い、協力し合わなければならない。また、議会は議員同士が自由かつ達な討議を通して自治体事務の立案、決定、執行並びに評価における論点及び争点を発見し、町民に明らかにすることによって、『町民に開かれた議会づくり』に努めることを第一の使命とする。

以上のことを達成するために、我々は、固定観念にとらわれることなく時代の変化に順応し、かつ、町民の負託に応える議会の改革に絶えず取り組んでいくために3つの基本理念

- 1 町民に信頼される議会
- 2 しっかり討議する議会
- 3 町民の意思が政策に反映できる議会

を基本とし、その基本理念を実現するための5つの方針

- 1 議会の公開度と透明性の高い議会づくり
- 2 町民への説明責任を果たすための報告度を高める議会づくり
- 3 町民参加の議会運営
- 4 政策提言と政策立案ができる合議体としてのシステムづくり
- 5 議会機能の充実と議員の資質の向上

を基に、議員としての使命及び議会としての責任を強く自覚し不断の努力を続けることを誓い本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な代表機関としての議会並びに議会活動の活性化及び充実のため必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、「町民に信頼される議会」、「しっかり討議する議会」及び「町民の意思が政策に反映できる議会」を基本理念とした取組を行い、浪江町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の使命と政治倫理

(議会及び議員の使命)

第2条 議会及び議員は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な代表機関として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表制の趣旨と、町民自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行並びに評価（監視）における論点及び争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。

(議員の政治倫理)

第3条 議員は、町民全体の代表者として二元代表制の議会の役割を十分に果たすため、浪江町議会政治倫理条例（平成27年浪江町条例第21号）に基づき、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。

第3章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会並びに町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、浪江町議会会議規則（昭和62年浪江町議会会議規則第1号）を継続的に見直す。

3 議会は、ホームページ等を利用して、情報提供する。

4 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるように、できるかぎり資料等を提供し、町民の傍聴意欲を高める議会運営をする。

5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、議長がその理由及び再開の時刻を傍聴者に説明する。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。

2 議員は、町政の課題について、課題別、分野別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研鑽に努めるものとする。

3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地から捉えた活動をする。

第4章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との協働)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。

2 議会は、本会議、全員協議会等の会議を原則公開することができることとし、町民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営する。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的及び政策的な識見等を議会の討議に反映させる。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるようにする。

- 6 議会は、町民に、各議員の議案等に対する採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価できる情報を提供する。
- 7 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす意見交換会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

第5章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第7条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、浪江町のよりよい政策の実現について、競い合い、協力し合うことを常に意識して、町政を運営する。

- 2 一般質問における議員と町長等執行機関との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にして一定の方向性を見出すため、一括質問方式と一問一答方式を併用で行う。
- 3 議会及び議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等の討議を展開する。
- 4 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、議会に対して事前に答弁書を提出することを検討する。
- 5 議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。
- 6 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点及び争点の明確化等を図るため反問することができる。
(町長による政策形成過程等の説明と政策評価)

第8条 町長は、議会に政策等（計画、事業等）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程を説明するよう努めるものとする。

- (1) 政策等の趣旨、根拠及び提案の経緯等
 - (2) 検討した他の政策等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に関わる財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定並びに執行における論点及び争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第9条 町長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別、事業別等の政策説明資料を提出する。

- 2 町長は、決算審査に当たって、行政評価、事務事業評価、又は主要な施策についての成果を付して提出する。

(議決事件の拡大)

第10条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、浪江町議会の議決すべき事件を定める条例（平成17年浪江町条例第2号）により、議決すべき事件を次のとおり定める。

- (1) 浪江町長期総合計画
- (2) 浪江町復興計画

第6章 政策提言及び立案の強化

（政策立案、政策提案及び政策提言）

第11条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、町長等に対し政策提言を行うこととする。

（議員間の自由討議による合意形成）

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営される。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

（委員会活動の充実）

第13条 議会は、委員会活動の充実を図るため「委員間討議」の時間を設定するものとする。

（政策討論）

第14条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論の場を設けるものとする。

第7章 適正な議会機能

（適正な議会費の確立）

第15条 議会は、議会費について二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を確保する立場から、町長と協議して適正な議会費の確立を目指すものとする。

（議員定数及び議員報酬）

第16条 議員定数及び議員報酬は、それぞれ浪江町議会議員定数条例（平成14年浪江町条例第39号）、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年浪江町条例第23号）で定める。

2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、公聴会制度等を十分に活用し、適正な議員定数及び議員報酬の確立を期すこととする。

3 議員定数及び議員報酬の改正については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。

（議員研修の充実）

第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家及び町民各層から情報を得るため研修会を計画的に開催するものとする。

(政務活動費)

第18条 浪江町議会政務活動費の交付に関する条例（平成14年浪江町条例第21号）に基づき調査研究のため政務活動費の交付を受けた議員は、公平性及び透明性の観点から、町民等から疑義が生じないように、議長に対し証票類を添付した報告書を提出し、議長はその活動状況を町民に公表する。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、町政に係る論点及び争点の情報を、議会独自の視点から、いち早く町民に周知を図るため、重要案件については、議会だより速報版を発行する。

(議会事務局体制の整備)

第20条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能を高め、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、法第100条第19項の規定により、図書室に官報、公報及び刊行物のほか、次の図書等を保管し、調査及び研究のための利用に供する。

- (1) 予算、決算資料等
- (2) 浪江町の各種計画書
- (3) 町広報紙
- (4) 議会だより
- (5) その他必要な図書及び資料等

第8章 条例の位置づけと見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する憲法、法律等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念及び原則に照らして判断する。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例に定める理念、原則及びこの条例に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たすこととする。

(検証と見直し手続)

第24条 議会は、議員にこの条例に定める理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例についての研修会を行わなければならない。

2 議会は、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において定期的に検証する。

3 議会は、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、その理由及び背景を詳細に説明し、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。